

教組米沢

Newsletter

米沢市教職員組合

〒992-0039 米沢市門東町 2-3-27
米沢教育と文化の会館

TEL (0238) 23-1542

FAX (0238) 23-1560

HP : <https://yonezawa-tu.jp/>

Mail : ytuandztu@lemon.plala.or.jp

2023年6月2日 第30号

文科省・自民党が時間外勤務手当支給を拒否！

—— さらに競争を促す「新たな手当」、ごまかしの「教職調整額増額」

文科省は5月22日、中教審（中央教育審議会）に「質の高い教員の確保」のためとして、教員の働き方改革にかかわる方策の検討を諮問しました。マスコミ報道では、昨今の教員不足の最大要因である長時間労働の常態化について、給与の増額などの待遇改善のためとしています。その内実は、あらたな手当の増設など、教員間のいっそうの競争をあおるものとなっています。

中央教育審議会（中教審）は文部科学省組織令に基づいて設置される審議会で、教育制度、教員免許、学習指導要領、教育・スポーツの振興などの重要な施策は、必ず中教審の審議を経て法制化されることになっています。

文科省は現場の実態を無視

中教審諮問に先立つ4月13日、文科省はすでに設置されていた「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」に「論点整理（案）」を提示しています。その主な内容は、以下の通りです。

- ◆ 教員の職務の特殊性から、教員の複雑な職務は勤務時間の内外に切り分けられない。
- ◆ 時間外勤務手当を支給するとした場合、管理職の大きな負担となる。
- ◆ 勤務時間内に効率良く職務を終えている教員もいる。
- ◆ 自発的に教材研究をして在校等時間が長い教員もいるが、教育の成果は勤務時間の長さのみに基づくものではない。
- ◆ 教員の処遇の改善は、質の高い教師を確保し教育の質の向上を図ることが目的である。

なんだこれは！

現場を何も
わかってないわ！

読んでいだけで腹が立ってくる内容が並んでいますが、これが文科省の本音です。

自民党は、さらなる教員間の競争をおおる提言

さらに自民党は5月10日、「令和の教育人材確保実現プラン」と題する政策提言を取りまとめました。「働き方改革」と「優れた教員の確保」をセットにした内容で、文科省と全く同じ考え方です。提言では、月20時間程度の時間外勤務だとして、教職調整額を10%にするとしています。「時間外勤務手当」の支給は、教員の特殊性から「取るべきではない」と断言し、以下のことを提言しています。

- ◆ 教職調整額の増額（10%）
- ◆ 新たな級の創設による、メリハリのある給与体系
- ◆ 管理職手当の増額
- ◆ 主任手当の改善

正当な時間外勤務手当の支給こそ、長時間労働の歯止め

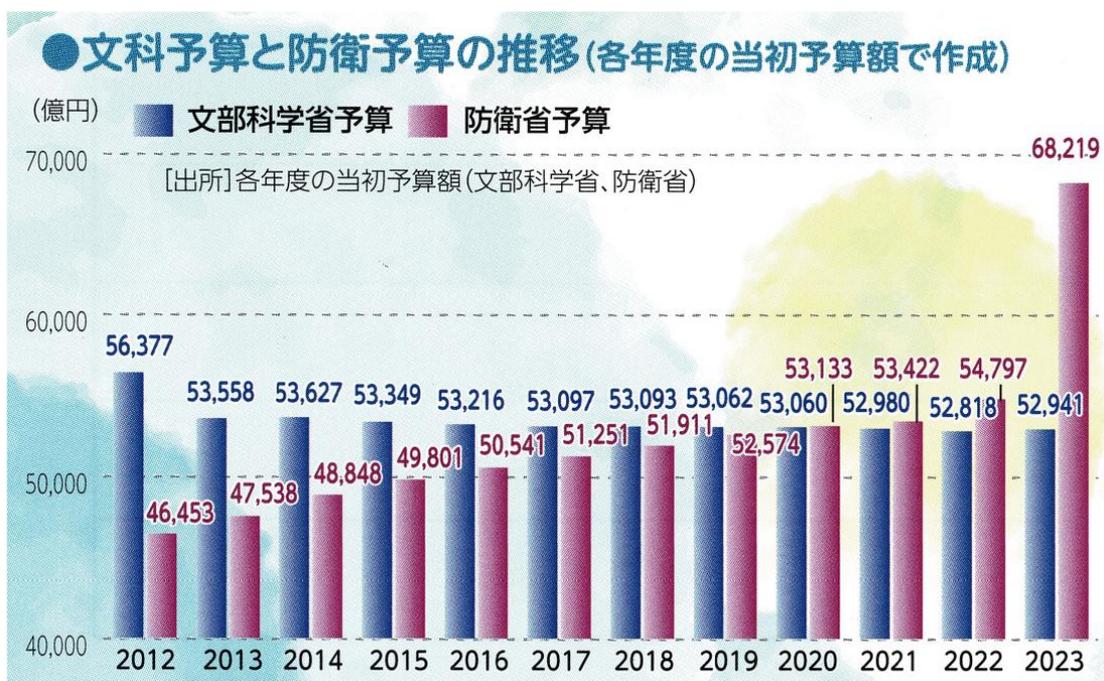
全教の勤務実態調査では、全国3000人の平均の時間外勤務は月92時間でした。文科省による勤務実態調査では、自宅への持ち帰り業務や土日の出勤は含めないなど、ごまかしだらけですが、それでもデータから試算すると月79時間の時間外勤務を行なっているのが実態です。

厚労省は、月80時間の残業を「過労死ライン」としており、教員は平均で過労死ラインに達していることとなります。

また月80時間の時間外勤務手当は、40歳の給与で月額約16万円になります。自民党のいう教職調整額10%は、せいぜい3万円程度です。市役所や県庁の職員は、月80時間の残業をすればちゃんと16万円もらっています。

どこの会社でも、どこの役所でも、何時間残業しても残業手当が定額などということはありません。正当な時間外勤務手当を支給してこそ、本当に必要な業務が精選され、必要な教職員の増加にもつながります。

「もうタダ働きをやめよう！！」と、みんなで声をあげるべき時です。岸田政権の「軍事費2倍」をやめれば、財源は有り余るほどあります。



質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた 環境の在り方等に関する論点整理（案）

抜粋

令和5年4月13日
質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた
環境の在り方等に関する調査研究会

- ・ 複雑かつ困難、専門的な性質を有する教師の職務について、勤務時間の内外に切り分けることができる性質のものとするか。
 - ・ 仮に、時間外勤務手当を支給することとした場合、個別具体の職務について、学校管理職が学校において時間外勤務として承認することが実務上できるかどうか、検討する必要があるのではないかと。また、時間外勤務を行う際に各学校ごとにいわゆる「36協定」の締結を要することとなれば、学校管理職の大きな負担となり得ることについて、どのように考えるか。
 - ・ 勤務時間内に効率良く職務を終えている教師、自発的に教材研究や授業準備に励み時間外在校等時間が多くなっている教師、業務改善により生み出した時間を熱意から教材研究等に充てることで結果として時間外在校等時間が減少していない教師などが相当数存在する実態をどのように考えるか。また、そのような実態を踏まえ、教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではないことについて、どのように考えるか。
- 現在の教師の職務や勤務の実態を踏まえて、新たな手当を創設するなど、教師の意欲や能力の向上に資する給与制度の構築についてどのように考えるか。その際、各教師の職務や勤務の状況に応じて給与のメリハリを強化することについてどのように考えるか。
- 令和元年の給特法改正により「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制が導入可能となったところ、各任命権者において一層の活用が図られるよう、導入後の状況を踏まえた運用の見直しを図ることについてどのように考えるか。
- 令和2年度から施行されている上限指針（※3）の内容に関し、在校等時間に係る虚偽の記録が残されること等がないように留意しつつ、上限時間の遵守や休憩時間の確保など教師の健康及び福祉の確保のために服務監督権者・校長等が講ずべき措置について、実効性を高めることができる仕組みの在り方を検討することについてどのように考えるか。

【全文は、市教組ホームページに掲載しています】

令和の教育人材確保実現プラン(提言)【概要】

～高度専門職である教師に志ある優れた人材を確保するために～

令和5年5月16日
自由民主党政務調査会
令和の教育人材確保に関する特命委員会

- 「教育は人なり」と言われるように、教育の質や成果を左右するのは教師であり、教師は、我が国の未来を拓く子供たちを育てるという崇高な使命を有するかけがえのない職業。
- 教師を取り巻く環境を抜本的に改善し、質の高い学校教育の実現に向けて、未来を拓く子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが不可欠。

2. 改革の具体策

(1) 学校における働き方改革の更なる加速化

- 教師の長時間勤務の状況を改善することは喫緊の課題であり、時間外在校等時間の縮減に向けて、学校における働き方改革の更なる加速化が必要
- まずは、すべての教師の時間外在校等時間を月 45 時間以内とすることを目標として、将来的には平均の時間外在校等時間が月 20 時間程度となることを目指す
 - ➡ ①働き方改革の取組状況の更なる見える化
 - ②校務のDX化による業務効率化
 - ③学校及び教師が担う業務の更なる明確化・適正化

(2) 高度専門職である教師の処遇改善

- 教職の魅力向上に向け、人材確保法²の初心に立ち返った教師の処遇改善
- 教師は高度な専門性と裁量性を有する専門職であることを踏まえ、教師の職務の特殊性等に基づいた処遇とする必要があり、時間外勤務手当化については、取るべき選択肢とは言えない
- 真に頑張っている教師が報われるよう、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系を構築
 - ➡ ①教職調整額の増額 (少なくとも10%以上に増額)
 - ②新たな級の創設 (メリハリある給与体系の構築)
 - ③管理職手当の改善 (管理職の職務の重要性)
 - ④学級担任手当の創設 (学級担任の職務の重要性)
 - ⑤諸手当の改善 (主任手当の改善・拡充等)

車の乗り換え、お子さんが車を運転するなどのときは、

安心な「全教自動車保険」へ (車検証ですぐ見積もり、団体割引もあります)

(見積もり依頼は (有)教育文化センター・井上さんまで TEL 023-608-3520)